明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四二）　一
〔省　令〕
○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（**総務**五三）　四
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**五四）　五
○船員に関する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（**国土交通**四九）　六
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**同**五〇）　六
〔告　示〕
○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件（**個人情報保護委**四、六）　六
○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件（**同**五、七）　六
○認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件（**総務**一七〇）　七
○船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（**国土交通**六〇八）　八
○船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する件（**同**六〇九）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、税理士証票無効・登録抹消関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三
会社その他　一四
会社決算公告　一三〇

府令

○内閣府令第四十二号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項及び第二十六条第一項の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年五月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三